自然環境保全協定に係る関係法令(抜粋)

1 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)

(事業者の責務)

第9条 事業者は、その事業活動の実施に当たって自然環境が適正に保全されるよう自然環境の破壊の防止に努め、植生の回復、緑地の造成等必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が 実施する自然環境の保全及び緑化に関する施策に協力しなければならない。

(自然環境保全等基本方針)

第11条 知事は、自然環境の保全及び緑化に関する基本方針を定めなければならない。

(自然環境保全協定)

第26条 知事は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、関係市町村と協議のうえ宅地の造成、ゴルフ場の建設、道路の開設その他規則で定める行為(国等が行う行為を除く。)であって、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者と、あらかじめ、自然環境の破壊の防止、植生の回復その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする自然環境保全協定を締結するよう措置しなければならない。

(助言又は勧告)

第37条 知事は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、自然環境の保全に影響を 及ぼす行為をしている者又はしようとしている者その他関係者に対して、必要な助言又は勧告 をすることができる。

2 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則(昭和49年栃木県規則15号)

(自然環境保全協定の締結の対象行為及び規模)

- 第十九条 条例第二十六条の規則で定める行為は、工場、レジャー施設等の建設その他土地の形質の変更を伴う行為とする。
- 2 条例第二十六条の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める規模とする。
 - 一 宅地の造成、ゴルフ場の建設及び前項に規定する行為 五ヘクタール
 - 二 道路の開設 幅員四・五メートル又は延長千メートル
- 3 自然環境の保全及び緑化に関する基本方針(昭和50年3月18日栃木県告示214号)
- 第4章 自然環境の保全を達成するための諸施策
- 第3節 自然環境保全協定の締結

宅地の造成、ゴルフ場の建設、道路の開設等の大規模な開発が行われる場合は、これに伴う自然環境の破壊を最小限にとどめることが重要である。そのため、自然の保存、植生の回復等を内容とした自然環境保全協定を、事業主体、住民、市町村、県の間で適宜に締結するものとする。

第4節 開発事業との調整

開発は、我々に経済的な豊かさをもたらす反面、自然環境の破壊を伴う場合もある。 したがって、大規模に行われる開発については、必要に応じ事業主体により、当該事業が自然環境に及ぼす影響の予測、代替案の比較等を含めた事前調査が行われ、それらが計画に反映され、住民の理解を得たうえで行われるよう努める。また、開発後においても、自然環境の保全のための措置が必要に応じ講ぜられるよう十分な注意を払うものとする。